

V ネット上のいじめへの対応

インターネットの普及は生活を便利にした一方、匿名での誹謗中傷や個人情報の漏洩など、これまでになかったトラブルが起きるようになりました。子どもの社会においても例外ではなく、スマートフォンなどのデジタル機器を利用したインターネット上でのいじめ、いわゆるネットいじめが増えています。

1 ネットいじめとは

ネットいじめとは、インターネット上に特定の子どもに関する誹謗・中傷を書き込んだり、特定の子どもになりすましてインターネット上で活動し、周囲にその子どもへの悪印象をもたせたりするような行為を言います。様々な種類があり、決まった分類はありませんが、主に次のようなものがあると言われています。実際のネットいじめでは、これらの分類がそれぞれの要素を複合的に含んでいる場合も多くあります。

| | |
|--------------|--|
| 挑発行為 | ・メール、メッセージを使っての争い、けんか、怒りの言葉、侮辱的表現を被害者に送りつけること。 |
| 迷惑行為 | ・からかいや攻撃の言葉を繰り返し被害者に送ること。 |
| ネット ストーカー | ・ひどい迷惑行為を繰り返し続け、被害者をだましたり、恐怖感をもたせたりすること。 |
| 中傷行為 | ・悪口をインターネット上に掲示板で広げること。被害者の評判や人間関係を傷つけるように、噂話を第3者に送ったり掲示板に書き込んだり、画像などの情報をアップロードすること。 |
| なりすまし | ・被害者の評判や人間関係を傷つけたり被害者をトラブルに巻き込んだりするように、被害者になりすましてメールを送ったり、掲示板に書き込んだり、画像などの情報をアップロードすること。 |
| 拡散 | ・自分の知っている被害者の個人情報や他の人に知られたくない情報や画像等を手に入れ、それをインターネット上に公開し拡散すること。 |
| だまし拡散 | ・第3者をだまして、被害者の個人情報、他の人に知られたくない情報や画像等を手に入れ、それをインターネット上に公開し拡散すること。 |
| 仲間はずれ | ・インターネット上のグループから、被害者を意図的に仲間外れにすること。 |

和久田学「学校を変えるいじめの科学」より抜粋

(1) ネットいじめの特徴

ネットいじめにはインターネットの特徴が反映されます。従来からある現実のいじめと異なる点は、

- ・匿名性が高く安易な発言が可能のため、子どもが加害者にも被害者にもなりやすい
- ・いじめがあるのを知っている傍観者の数が多いが、そのために仲裁活動をしないなどの責任忌避の傾向が強い

・インターネットがあるところであれば場所や時間を問わずいじめが発生しやすいなどが挙げられます。

ネットいじめの匿名性の高さや地理的・時間的な制約の少なさは、いじめの場面が限られる現実のいじめと違い、被害者に逃げ場のなさを感じさせやすい可能性があります。

また、ネットいじめは現実のいじめに起因する場合もあれば、現実とは関係なくインターネット上でだけ独立したいじめが発生する場合があります。身近な大人が子どもたちのインターネット利用の実態を十分に把握していないと、いじめの早期発見が難しくなり、効果的な対策を立てにくいという問題も指摘されています。(文部科学省、2016)

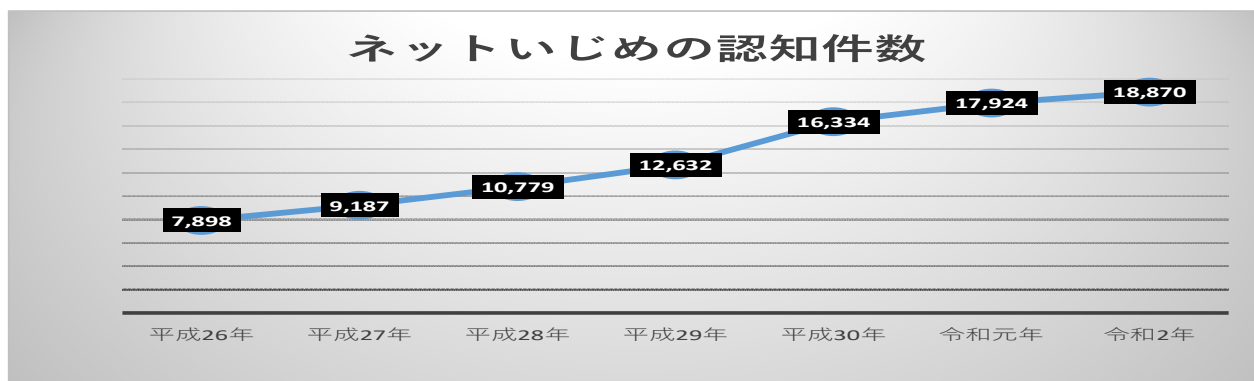
インターネットには、匿名で利用できるサービスがたくさんあります。しかし、匿名だからといって、個人が特定されないとは限りません。

例えば、不適切な投稿をして閲覧者を怒らせてしまったり、面識のない人から一方的に好意を寄せられたりした際、SNSの過去の投稿などから個人情報を探られてしまうことがあります。詳細な個人情報を書き込んでいなかったとしても、写真に写りこんだ背景や友人の投稿など、断片的な情報を組み合わせることで個人を特定されるケースもあります。

「公開されている」「取り消せない」「実際は匿名性が低い」という特性を子どもたちに正しく理解させ、見られてもいいもの、消せなくなってもいいもの、投稿者が自分とわかってもいいもの以外は投稿しないよう、指導することが大切です。

(2) ネットいじめの現状

子ども社会におけるネットいじめは 2000 年代に顕在化し、ニュースなどで取り上げられるようになりました。(浅田、2021) 文部科学省が行った調査の結果では、小中校全体で認知されたネットいじめの件数は、2020 年までの 7 年間で一貫して増加傾向にあります。



また、2020 年度の調査では、いじめの認知件数自体は前年比約 15%減少 (コロナウイルス対策に伴う登下校・接触機会の減少も要因として考えられる) したものの「パソコンや携帯電話で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」の認知件数の増加がみられます。

さらに、2020 年度より「GIGA スクール構想」により、1 人 1 台端末が整備され、個人専用の学習端末でもインターネットにアクセスすることが可能となったことで、ネットいじめの問題は、子どもにとってますます身近な問題となっています。

2 ネットいじめの防止

ネットいじめについて、近年の状況から子どもたち自身だけでなく、保護者からも不安や心配している旨のことをよく聞きます。見えにくいことであり、その対応自体も子ども同士だけでなく、情報に対する対処も必要です。

しかし、情報ツールはもう不可欠な存在であり、情報の獲得、取捨選択、活用と生きる力の育成の一つに挙げられています。今、学びの一つとして推進していることから、その使い方や知識等を獲得させていく取組も重要であり、あわせて、発達段階に合わせた人間力の育成も課題です。ネットいじめの防止の取組はまさに、その機会です。学校においては、年間計画とともに常に子どもたちの状況に合わせて指導を展開していきましょう。

ユニセフでは、「ネットいじめについて知りたいこと」という質問を投げかけ、世界中の若い世代から集まった質問に専門家が答えました。子どもたちの質問は、今、直面している不安や心配そのものです。この内容を参考に、子どもたちと一緒に考え正しい認識を獲得する機会をつくりましょう。

「ネットいじめとは？」

- ・ デジタル技術を利用したいじめのこと。SNS，アプリ，携帯電話上でのやり取りなどで起こります。実生活の対面で起こる場合と異なり、デジタルな足跡が残ります。この記録こそがネットいじめを止めるのに役立つ証拠となりうるものです。

「冗談といじめをどう見分けるの？」

- ・ ネット上では、ただ相手がふざけているのか、あなたを傷つけようとしているのか、わからないことがあります。けれども、「あなた『を』笑っている」と感じたりする場合は、その冗談は度を過ぎているということになります。やめてほしいと頼んでもそのような行為が続き、嫌な思いをし続けるのであれば、それはいじめの可能性もあります。
あなたが嫌な思いをし続けているなら、我慢する必要はありません。信頼できる周囲の人に助けを求めましょう。
誰もが互いに尊重されなければなりません。そのことをみんなが認識することが、ネットいじめをなくすことにもつながります。

「ネットいじめの影響は？」

- ・ ネットいじめにあうと、あらゆる場所で、自分の家にいる時ですら、誰かに攻撃されていると感じてしまうことがあります。逃げ場がないように思えることもあります。
ネットいじめで受けた心の傷は深く、長時間にわたって、精神面、情緒面、身体面とさまざまな面に影響が及ぶ可能性があります。他人から受けたいじめのことを口に出せなくなったり、その問題と向き合いづらくなることもあります。さらに、命に関わる問題にもつながることもあり、心身ともに深刻な影響を及ぼします。

「誰に相談すればいい？」

- ・ まず、両親や身近な家族、普段から信頼関係がある大人など、あなたが信じて頼れる人に助けを求めることが大切です。学校で起きているのであれば、スクールカウンセラー、部活の顧問の先生、話しやすい先生などに相談するのもよいでしょう。知り合いに相談しづらい場合は、国などのヘルプラインにも相談窓口があります。
- ・ いじめがSNS上で起きている場合は、フォローを解除する、ブロックする、など相手から距離をとることを考えてください。また、いじめや不愉快な投稿を報告する機能を使うことも検討してください。ソーシャルメディア企業には、ユーザーの安全を守る義務があります。
- ・ テキストメッセージやSNS投稿のスクリーンショットなどを保存して、状況証拠を集めておくことも有効です。いじめをなくすには、いじめの存在を特定する必要があります。そのためには、報告することが重要な鍵になります。実際に身の危険を感じた時は、警察や緊急サービスに連絡しましょう。
- ・ それでも友達が報告したくないと言う場合は、その状況を助けてくれる信頼できる大人を、一緒に見つけてあげましょう。場合によって、ネットいじめは命に関わる問題に発展しかねないことを、忘れてはいけません。何もしていないでいると、その人は「誰もが敵だ」「誰も気にかけてくれない」と感じてしまうこともあるかもしれません。あなたの声かけで、きっと何かが変わります。

「友達がネットいじめを報告したがない場合、どう助けてあげられる？」

- ・ 誰もがネットいじめの被害者になる可能性はあります。もし、知り合いが被害にあっているのを見かけたら、支えになってあげてください。なぜいじめられたことを報告したくないのか、どんな気持ちなのか、など、友達の話に耳を傾けることが大切です。
公に報告する必要はなくても、助けてくれる人に相談することはとても重要だということを伝えましょう。
- ・ 友達の心はボロボロになってしまっているかもしれないということを、決して忘れないでください。どうか、優しくしてあげてください。誰に何を言うべきか、よく考えて手助けしてあげてください。いじめを誰かに報告することを決められないのなら、一緒に行くことを提案してあげてください。一番重要なことは、あなたがそばにいること、そしてあなたが助けになりたいと思っていることを伝えることです。

「インターネットを利用し続けながら、ネットいじめをなくすには？」

- ・ ネットいじめにあった時は、特定のアプリを削除したり、しばらくオフラインにして、心が回復するための時間をつくってみるのもいいでしょう。けれども、インターネットを利用しながら、ネットいじめをなくすためには、ネットいじめの存在を明らかにするために、勇気を出して報告することが重要です。
- ・ さらに、安全で理想的なインターネット世界の実現のためには、私たちみんなが、ネット上で発信したり、他人の投稿をシェアする前に、それらが他人を傷つける可能性がないかを、注意深く考えるようにならなければいけません。ネット上でも実生活でも、互いを思いやる必要があります。それは、私たち一人一人の行動にかかっています。

「ネットいじめにあっていてることを親に話すのが怖い・・・どう伝えたらよいの？」

- ・ いじめられていることを親に話すのは、誰にとっても簡単なことではありません。その話を打ち明ける時は、親にあなたの話を聞く十分な時間がある時を選んで話すことが一つの方法です。あなたにとって、その問題がどれほど深刻なのかを説明してください。親はあなたほど、ネットやSNSについて詳しくない可能性もあるので、親が理解できるように説明をするということを忘れないでください。

親が即座に解決策を出してくれることは難しいかもしれませんが、きっとあなたの助けになりたいと思ってくれ、一緒に解決する方法を考えてくれるでしょう。それでも、どうしたらよいか分からない時は、信頼できる他の人に相談することも考えてみましょう。あなたのことを心配し、助けてくれる人は、あなたが思っている以上にたくさんいます。

「ソーシャルメディア上で、個人情報の悪用を防ぐには？」

- ・ オンライン上に何かを投稿したりシェアしたりする前に、それは永遠にオンライン上に残り、後々あなたを害するために利用される可能性もあります。住所、電話番号、学校名などの個人的な情報は決して公開してはいけません。
- ・ また、お気に入りのSNSのアプリのプライバシー設定について知っておきましょう。ここでは、多くのアプリで可能なことを紹介します。ほとんどのソーシャルメディアでは、あなたがブロック、閲覧制限、報告などをしても、相手に通知がいくことはありません。

アカウントのプライバシー設定で、「誰」が閲覧等ができるか決める。
悪意のあるコメント等を報告、削除依頼する。
相手を完全にブロックする、特定の人のみに表示されるよう設定する。

以上のように、ネットいじめは何気ない日常の中で発生するものであり、その対応もますます難しくなってきていますが、いじめ防止の観点から子どもたちが正しく知ることも重要なことです。

本ユニセフの回答を是非、参考にして子どもたちがネットいじめの被害者や加害者にならないよう、また、未然防止につながるよう、子どもたちとともに考える機会をつくりましょう。

(1) ネットいじめの防止のために

インターネット問題は、起きてしまうと完全な解決は難しく、情報が瞬時に拡散されてしまうため、特に充実した未然防止体制の構築が求められます。インターネットに関する問題が発生した際には、緊急かつ広い範囲での対応が求められます。そのため生徒指導担当者だけの対応では不十分で、学校・地域・家庭を挙げての取組が必要です。

① 学校でのポイント

○善良なデジタル市民になるための教育

デジタル空間は日常生活の一部でもあるため、インターネットに適用されるルールも現実空間に則したものでなければなりません。相手を敬う気持ちや社会的慣習を子どもたちに教える場合に重要なのは、インターネットの世界も例外ではなく、さらにデジタルメディアを通じてどのように行動し、コミュニケーションを取るべきなのかも同時に伝えることです。

○禁止するよりも意識の向上を図る

スマートフォンは日常生活の一部になっているからこそ、禁止は逆効果であり、知識の共有や相互扶助など、人の役に立つためにどのように利用すべきか考えさせることが効果的です。これにより、社会に対する考えが変わることが期待できます。

○ネットいじめを通報できるような協力体制の構築

学校で起きるいじめのほとんどが、次の被害者になることを恐れ、大人から叱られるということから自分の身を守るために黙っているという統計も見られています。この場合、スマートフォン自体に問題なく、使い方が間違っていることが問題だということを理解させるとともに、子どもたちが気兼ねなく話せる、聞いてもらえる居場所の確保が重要です。

○相談できる関係づくり

問題が起きた時、誰に相談したら良いのかを前もって知っておくことが重要です。この場合、相談する相手と信頼関係が構築できているかがポイントであり、子どもたちが教師や信頼できる大人に、インターネットのリスク、安全性、適切な行動等のネット上の問題について相談してきた場合は、現実問題と同じように受け止め、解決策を探ることが重要です。そこでは、現実空間での経験は大人のほうが豊富であることを忘れてはなりません。

② 家庭でのポイント

○理解の促進・実態の把握

保護者自身が子どものスマートフォンやインターネットの特性と機能・性能に関する基本的な知識を持ち、デジタル機器で何ができるのか、利用にあたってどういう危険が考えられるのかの理解を深めることが重要です。

ネットいじめはインターネット上で行われることから、子どもの利用状況を的確の把握していないと、万が一に子どもがいじめに巻き込まれたとしても発見が遅れてしまいます。子どもの利用状況に関心を持ち、日頃から実態を把握しておくことが大切です。

○情報モラル教育の充実とルールの徹底

インターネットでのコミュニケーションは、相手の顔が見えないこと、文字だけのやり取りになるため、意図せず相手を傷つけてしまうことがあるかもしれないことを理解させ

ることが重要です。

また、公開範囲を限った掲示板やSNSに投稿した内容であっても、自分の想定範囲を超えて拡散してしまう可能性があることも知っておくことが大切です。

さらに、子どもと保護者が一緒にインターネットの利用ルールを設定し、その利用をモニタリングすることは、使いすぎの抑止、ネットいじめのリスクを低減することにつながります。

○子どものインターネット利用を見守る

子どもの利用状況の確認、利用時間の抑制、不適切なサイトへのアクセスブロックなど保護者が未然に防ぐ環境をつくっておくことが大切です。

○積極的な情報収集と相談機関の活用

家族団らんの時間は、子どもの心の安定にもたいへん有益です。この時間は子どもの成長を再確認しながら、「ほめる」「認める」ことを意識して関わることが重要です。子どもたちにとっては、家庭は、安心できる場であるため、興味関心があることや友達関係、学習への意識など会話の中に出てくることがあります。同じ土俵に立ちながらも、優しく導くことが重要です。中には、答えが見つからないこと、危険と隣り合わせの情報、対応が分からないこともあるかもしれません。そんな場合は、いつでも、学校に相談してもらえよう、日頃から保護者との関係づくりも進めることが重要です。

学校における取組

○学校における未然防止体制

学校においては、インターネット対策の中核となる取組について情報交換と方針策定のための協議を行う組織を、校務分掌に位置付けることが求められます。

・情報集約と方針決定

学校で起きているインターネット問題の集約と対策の方針決定を行うために定期的に会議を行います。

・アンケートの実施

インターネットの利用内容、利用時間、ネットの知識の把握等、児童生徒のインターネット利用の実態把握のためのアンケート調査を行います。

・啓発活動の実施

講演会等を通じて児童生徒への啓発を図るだけでなく、児童生徒が授業（技術家庭、道徳科、特別活動など）の中で系統的にインターネットの知識や課題解決方法について学ぶ機会を設けることが求められます。

・児童生徒間の話し合い、ルールづくり

インターネット利用は学校だけではなく、家庭での利用も多いので、教職員や保護者が一方的に教えたり指導したりするだけではなく、児童生徒がインターネットの扱いについて主体的に考えて、その利便性や影響について議論しながら、身近な課題としてルールを定める機会を用意することも大切です。

インターネットトラブルの発生を把握した場合、緊急会議を開催し、トラブル情報の共有、当該児童生徒及び周辺児童生徒への対応にあたります。

児童生徒がトラブルに巻き込まれた場合、しかるべき大人に早急に相談することが必要です。インターネットトラブルは、教職員や保護者からは見えにくいので、児童生徒が自主的に相談・通報できる窓口の設置が不可欠です。

また、学級・ホームルーム担任や養護教諭等が相談を受けた場合、個人の判断で対応せず、組織的に対応することが求められます。

各学校においては、教職員がインターネットをめぐる課題への対応についての理解を深めた上で、児童生徒がインターネット問題の対応についての知識を身に付けるように働きかけるとともに、インターネットトラブルを生まない環境づくりを目指すことが不可欠です。加えて、トラブルが発生しても自分たちで解決できる人間関係づくりや教職員への相談体制の充実を図り、さらに課題解決に向けて児童生徒と教職員、保護者及び地域等が連携して対応できるシステムづくりを推進するような体制を整備することが急務です。

○ 教育課程全体での未然防止

インターネット問題は、学校や教職員が事態を把握することさえ難しく、気付いたときには取り返しのつかない、大きな問題に発展していることもあります。そのため、各学校においては、情報モラル教育などを通して、未然防止の取組を講じることが重要です。特定の時間だけでの指導ではなく、教育課程全体（家庭科・技術家庭科、道徳科、特別活動等）を横断して未然防止に取り組むことが必要です。

SNS等で学校外の不特定多数を巻き込んでいる事案、法に触れてしまっている事案など、インターネット問題は、学校内だけでは解決が難しい場合もあります。したがって児童生徒自身が、インターネットが広く社会全体につながり、リアル社会と同じように法律で制御されていることをしっかりと把握する必要があります。法的制裁の対象になっていないことであっても、道義的に許されないこともあるため、ネット利用上のマナーについても理解することが必要です。

○ 児童会、生徒会で取り組む未然防止

児童生徒の帰宅後のインターネットの利用状況について、教職員が十分に把握することは困難です。したがって、インターネットの利便性や影響について児童生徒自身が主体的に議論しながらルールを定める機会を持つことが求められます。また、そのことは、高度情報化社会を生き抜いていく児童生徒にとって重要な経験となります。

児童生徒が、学級・ホームルームや児童会・生徒会等で議論しながら主体的にルールを定めることは、児童生徒がルールを守ることの重要性を自覚するきっかけになります。

○ 早期発見の基本的な考え方

インターネット問題が起きた場合、SNS等で広がった後で、学校や学校の教職員が知るものが少なくありません。多くの場合、児童生徒が事前に知っていて対応に苦慮しているにもかかわらず、どこに相談するべきかわからなかったり、教職員が対応してくれるのか、相談することで大きくなるかといった不安があったりすることから、学校や学校の教職員に相談しないようなことも少なくありません。

そのため、まず教職員がインターネット問題に興味を持ち、児童生徒のインターネット利用実態の変化に敏感であることが必要です。さらにインターネット問題だけではなく、日常の些

細な困難や悩み事を気軽に教職員等に相談できる信頼関係を築くことと、この問題に特化した相談窓口整備を含めたシステムを構築することが求められます。

インターネット問題は、SNS等、多くの人が目にする場所で起きることが多いので、発見ルートとして、本人からの訴えや当該保護者からの訴えだけでなく、級友等からの報告も重要です。また、ネットパトロール等、外部の機関の協力を得ることも重要な方策です。

○ 保護者や地域への啓発活動

インターネット問題には、学校、家庭、地域が連携して取り組む必要があります。危険性の周知だけではなく、フィルタリング等の普及やルールづくりの必要性を伝えておくと、早期発見につながる場合があります。児童生徒への周知に加えて、リーフレットなども活用しながら、保護者等に対してもフィルタリング設定の必要性やパスワードの扱いなどについて伝えておくことが必要です。

○ 学校、家庭、地域での居場所づくり

各種調査から、学校、家庭、地域に居場所がない児童生徒が、逃げ場としてインターネットを利用していることが分かってきています。そのため、児童生徒が安心できる居場所づくりに取り組むことも重要です。

3 基本的な対応

(1) 対応原則の共通理解

インターネットに関する問題を把握した場合、当該児童生徒の被害拡大を防ぐことを最優先します。インターネット上の情報は拡散性が強いので、一刻を争う事態も少なくありませんが、まず当該児童生徒及び保護者等と一緒に解決していく姿勢を示すことが必要です。当該児童生徒の意向を把握しないで、学級会や学年集会、保護者集会等を開催して解決に向かおうとすると、信頼の喪失につながることもあります。法的な問題に直面することも多いので、専門家の見解を踏まえながら、対応の方針について具体的な方策を提示し、児童生徒や保護者に選択させることも重要です。

ネットいじめに関して、学校及び学校の教職員が対応を求められていることは、

学校における指導等

- 誹謗中傷、炎上等悪質な投稿
- ネットいじめ

○放置すると大きなトラブルに発展する可能性があるため、関係機関等と連絡を密接に取り合いながら対応を進める必要があります。誹謗中傷やなりすまし事案への対応では、インターネットに精通した専門家の支援の下、児童生徒自身や保護者から削除要請しなければならないこともあります。

(2) 対応方針の前提

① 情報収集と丁寧な聴き取り

インターネット上には膨大な情報があふれており、被害者、加害者がどの程度の影響を受けているのか、又は及ぼしているのか当事者自身が把握できないなど、インターネット

に関する問題は、全貌が分かりにくいのが特徴です。そのため、一部の情報やコメントだけで方針を決定するのは危険であり、不断の情報収集と丁寧な聴き取りが必要になります。

また、児童生徒の事案の認知状況によって対応が大きく変わってきます。インターネットにおける問題は、被害者・加害者に加え、その他学年・学校の児童生徒にも急速に広がることもあり、広く児童生徒への周知及び指導が必要な場合もあります。方針確定のために周囲の児童生徒への聴き取りが必要な場面も少なくありませんが、そのことによってデリケートな個人情報が流布してしまい、さらにSNS等で拡散されることもあるので、慎重な対応が必要です。

② アセスメントに基づいた対応方針のすり合わせ

丁寧な情報収集によるアセスメントに基づいて、対応方針をすり合わせる必要があります。学年等での教職員間の対応を統一しておくことは必須ですが、異なる自治体の児童生徒が関わることも珍しくないため、その際には学校と教育委員会等や学校間で連携を図り対応していくことも必要になります。

③ 具体的な対応方法

・誹謗中傷、炎上等悪質な投稿

児童生徒がインターネット上で誹謗中傷を受けたり、自分の投稿に対して批判や悪口を数多く書かれたりすることがあります。内容や状況によっては、学校及び教職員等は、本人又は保護者の意向に応じて、「インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内」を参照するなどして、適切な相談窓口を伝える等の手助けをすることが求められます。

・ネット起因の人間関係のもつれ

インターネット上の書き込みをきっかけに児童生徒間の人間関係がこじれることがあります。SNSでのやりとりは基本的に文字を中心としたコミュニケーションであるため、勘違いや間違っただけの思い込みをきっかけにトラブルに発展することも珍しくありません。インターネット上で過激な表現を用いた直接的な言葉の攻撃に加え、不特定多数の人が目にするような場所に誰がターゲットか一見分からないような言葉を書き込んだり、特定の人物を除いたメンバーでやり取りしたりすることが増えています。

インターネット上での人間関係のもつれは、その記録を何度も見直すことができるため、怒りが持続し、さらに広く児童生徒のコミュニティに拡散されてしまい、解決が困難になります。児童生徒にとって、インターネット上のコミュニケーションは、リアルでのコミュニケーションと同程度に重要であるため、文字でのコミュニケーションの難しさ等について、あらゆる教育活動を通じて啓発、指導していくことが求められます。

(3) 家庭への支援

ネットの長時間利用など、学校だけでは解決することが難しい、家庭におけるインターネット利用上の課題もあります。そのため、学校、家庭、地域を挙げた取組が必要であり、家庭における、利用時間・場所などのルールづくりやフィルタリングの設定についての指導・援助が求められます。各学校や教育委員会等は、保護者を対象とした集会の際などに、ルール設定のモデルを提示するなどの取組を行うことも考えられます。

(4) 「ネット上のいじめ」が発見された場合の児童生徒への対応

「ネット上のいじめ」が発見された場合、次の点に留意して児童生徒への対応・指導を行っていく必要があります。

① 被害児童生徒への対応

「ネット上のいじめ」を含めたいじめに対しては、学級担任だけで対応するのではなく複数の教師で情報を共有して対応し、いじめられた児童生徒を守り通すことが重要です。スクールカウンセラー等を活用するなど、学校における教育相談体制の充実を図り、きめ細かなケアを行い、必要に応じて面談を実施するなど、被害児童生徒の立場に寄り添った支援が大切です。

② 加害児童生徒への対応

加害児童生徒が判明した場合には、加害児童生徒自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして、SNS等に誹謗・中傷を投稿したという例などもあるため、被害児童生徒からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応が必要です。

また、「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと異なるものではなく、決して許されないものであるということについて、粘り強い指導を行うとともに、加害児童生徒に対するケアも行う必要があります。特に「ネット上のいじめ」に関しては、加害児童生徒が軽い気持ちで投稿していたり、加害児童生徒自身が悩みや問題を抱えていたりする場合があるため、事後の指導から受ける精神的な影響が大きいという事例も報告されています。そのため、個別の事例に応じて、十分な配慮のもとでの指導が求められます。

③ 全校児童生徒への対応

「ネット上のいじめ」等が生じた場合には、全校児童生徒への指導を行うとともに、日頃から情報モラル教育を学校全体として行い、児童生徒が「ネット上のいじめ」の加害者にも被害者にもならないように指導を充実させることが重要です。

(5) 「ネット上のいじめ」が発見された場合の保護者への対応

「ネット上のいじめ」を発見した場合には、家庭訪問などを行い、保護者と話し合いの機会を持ち、学校の対応について説明し、その後の対応について相談しながら進めることが重要です。加害児童生徒が明らかな場合は、その保護者に対しても、「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用のあり方についての説明を行うことが必要です。

加えて、必要に応じて、保護者会を開催するなどして、学校において起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校における対応、家庭での留意点などを説明し、また、「ネット上のいじめ」に対する学校における対応方針を伝えるなど、学校の取組に対する保護者の理解を得ることも重要となります。

(6) 関係機関との連携と相談窓口の周知

① 警察との連携

これまでも学校警察連絡協議会の場等において、学校と警察の連携が図られてきましたが、インターネット問題についての情報交換は必須です。また、「非行防止教室」等、警察官が学校に出向いた講話の機会に、インターネット問題について話してもらうことも効果的です。

またインターネットトラブルが起きたときにすぐに対応してもらえるように、普段から情報交換を含めて、密接に連絡を取り合っておくことが求められます。

② 相談機関の周知

インターネット上で様々な問題に直面した際には、関係機関に加え、相談内容に応じて各種相談窓口に問い合わせることも考えられます。

居住地域にどのような関係機関や相談窓口があるかを、相談機関一覧表を配布するなどして、児童生徒や保護者に周知しておくことも大切です。